

第3 測定結果の評価

測定結果は、環境基準項目について、環境基準値を超過した測定地点の割合で評価する。

| 環境基準項目 | 基準値 |
|--|---------------------------|
| カドミウム | 0.01 mg/ℓ 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01 mg/ℓ 以下 |
| 六価クロム | 0.05 mg/ℓ 以下 |
| 砒素 | 0.01 mg/ℓ 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/ℓ 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| PCB | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/ℓ 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/ℓ 以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004 mg/ℓ 以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン ^(※) | 0.02 mg/ℓ 以下 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン ^(※) | 0.04 mg/ℓ 以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/ℓ 以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006 mg/ℓ 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03 mg/ℓ 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ 以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/ℓ 以下 |
| チウラム | 0.006 mg/ℓ 以下 |
| シマジン | 0.003 mg/ℓ 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/ℓ 以下 |
| ベンゼン | 0.01 mg/ℓ 以下 |
| セレン | 0.01 mg/ℓ 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/ℓ 以下 |
| ふっ素 | 0.8 mg/ℓ 以下 |
| ほう素 | 1 mg/ℓ 以下 |
| ダイオキシン類 | 1 pg-TEQ/ℓ 以下 |
| 参考項目 | 参考値 |
| pH | 5.8～8.6 |
| 導電率 | 10～30 mS/m (一般的な地下水の値) |
| 備考 | |
| 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 | |

| 要監視項目 | 指針値 |
|-----------------------------------|----------------|
| クロロホルム | 0.06 mg/l 以下 |
| トランス-1, 2-ジクロロエチレン ^(※) | 0.04 mg/l 以下 |
| 1, 2-ジクロロプロパン | 0.06 mg/l 以下 |
| p-ジクロロベンゼン | 0.2 mg/l 以下 |
| イソキサチオン | 0.008 mg/l 以下 |
| ダイアジノン | 0.005 mg/l 以下 |
| フェニトロチオン (MEP) | 0.003 mg/l 以下 |
| イソプロチオラン | 0.04 mg/l 以下 |
| オキシ銅 (有機銅) | 0.04 mg/l 以下 |
| クロロタロニル (TPN) | 0.05 mg/l 以下 |
| プロピザミド | 0.008 mg/l 以下 |
| EPN | 0.006 mg/l 以下 |
| ジクロルボス (DDVP) | 0.008 mg/l 以下 |
| フェノブカルブ (BPMC) | 0.03 mg/l 以下 |
| イプロベンホス (IBP) | 0.008 mg/l 以下 |
| クロルニトロフェン (CPN) | — |
| トルエン | 0.6 mg/l 以下 |
| キシレン | 0.4 mg/l 以下 |
| フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06 mg/l 以下 |
| ニッケル | — |
| モリブデン | 0.07 mg/l 以下 |
| アンチモン | 0.02 mg/l 以下 |
| 塩化ビニルモノマー ^(※) | 0.002 mg/l 以下 |
| エピクロロヒドリン | 0.0004 mg/l 以下 |
| 1, 4-ジオキサン ^(※) | 0.05 mg/l 以下 |
| 全マンガン | 0.2 mg/l 以下 |
| ウラン | 0.002 mg/l 以下 |

(注) クロルニトロフェン (CPN)、ニッケルは、指針値が設定されていない。

※平成21年11月30日、環境基準について一部改正された。

- 1 1, 1-ジクロロエチレンの環境基準値が0.1 mg/l 以下に見直された。
- 2 塩化ビニルモノマーが要監視項目から環境基準項目に見直され、環境基準値が0.002 mg/l 以下に設定された。
- 3 1, 4-ジオキサンが要監視項目から環境基準項目に見直され、環境基準値が0.05 mg/l 以下に設定された。
- 4 シス-1, 2-ジクロロエチレンとトランス-1, 2-ジクロロエチレンを併せて1, 2-ジクロロエチレンとして環境基準値が0.04 mg/l 以下に見直された。

○ 年度途中で変更されたため、平成21年度は従来どおり評価を行う。